

改正後	現行
<p><u>算定を限度とする。</u></p> <p><u>また、当該多機能型事業所の場合であって、加算対象児童が個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては、本加算を算定しない。</u></p> <p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の（1）の⑧を準用する。</p> <p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第5の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の（1）の⑩を準用する。</p> <p><u>（6）主として難聴児経過的児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>主として難聴児経過的児童発達支援給付費について</u></p> <p><u>（一）旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し行う指定児童発達支援については、令和9年3月31日までの間、主として難聴児経過的児童発達支援給付費を支給すること。</u></p> <p><u>なお、障害児の時間区分及び医療的ケア区分により、算定する単位が異なるが、当該取扱いは1の（3の2）及び（4の2）を参照すること。</u></p>	<p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の（1）の⑧を準用する。</p> <p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第5の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の（1）の⑩を準用する。</p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p><u>(二) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について</u> <u>通所報酬告示別表2第1の1の注5の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。</u></p> <p>② <u>人工内耳装用児支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表2第1の1の注10の人工内耳装用児支援加算については、2の(1)の⑫の4の(一)を準用する。</u> <u>なお、本加算の算定に必要な言語聴覚士の配置は加配ではない点に留意すること。</u></p> <p>③ <u>児童指導員等加配加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表2第1の1の注11の児童指導員等加配加算については、2の(1)の④を準用する。</u></p> <p>④ <u>専門的支援体制加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表2第1の1の注12の専門的支援体制加算については、2の(1)の④の2を準用する。</u></p> <p>⑤ <u>家族支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表2第1の2の家族支援加算については、2の(1)の⑤を準用する。</u></p> <p>⑥ <u>食事提供加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表2第1の3の食事提供加算については、2の(1)の⑦を準用する。</u></p> <p>⑦ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表2第1の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</u></p>	

改正後	現 行
<p>⑧ <u>福祉専門職員配置等加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 5 の福祉専門職員配置等加算については、2 の（1）の⑨を準用する。</u></p> <p>⑨ <u>栄養士配置加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 6 の栄養士配置加算については、2 の（1）の⑩を準用する。</u></p> <p>⑩ <u>欠席時対応加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 7 の欠席時対応加算については、2 の（1）の⑪の（一）及び（二）を準用する。</u></p> <p>⑪ <u>専門的支援実施加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 8 の専門的支援実施加算については、2 の（1）の⑫を準用する。</u></p> <p>⑫ <u>強度行動障害児支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 9 の強度行動障害児支援加算については、2 の（1）の⑫の 2 を準用する。</u></p> <p>⑬ <u>集中的支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 10 の集中的支援加算については、2 の（1）の⑫の 3 を準用する。</u></p> <p>⑭ <u>個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 11 の個別サポート加算（Ⅱ）については、2 の（1）の⑫の 7 を準用する。</u></p> <p>⑮ <u>入浴支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 12 の入浴支援加算については、2 の（1）の⑫の 8 を準用する。</u></p>	

改正後	現 行
<p>⑩ <u>医療連携体制加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 13 の医療連携体制加算については、2 の（1）の⑩を準用する。</u></p> <p>⑪ <u>送迎加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 14 の送迎加算については、2 の（1）の⑪の（四）から（六）までを準用する。</u></p> <p>⑫ <u>延長支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 15 の延長支援加算については、2 の（1）の⑫の（一）を準用する。</u></p> <p>⑬ <u>関係機関連携加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 16 の関係機関連携加算については、2 の（1）の⑬の 2 を準用する。</u></p> <p>⑭ <u>事業所間連携加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 17 の事業所間連携加算については、2 の（1）の⑬の 3 を準用する。</u></p> <p>⑮ <u>保育・教育等移行支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 18 の保育・教育等移行支援加算については、2 の（1）の⑬の 4 を準用する。</u></p> <p>⑯ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 1 の 19、20 及び 21 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の（1）の⑭を準用する。</u></p>	